

●香川県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、医療法人社団宝樹みやの会人工透析センター宮野病院、介護付き有料老人ホームゆらぎ及びサービス付き高齢者向け住宅みやびを指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和3年4月6日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団重仁まらがめ医療センター	略		医療法人社団重仁まらがめ医療センター	略	
医療法人社団宝樹みやの会人工透析センター宮野病院	丸亀市今津町19番地1	令和3年3月30日			
坂出聖マルチン病院	略		坂出聖マルチン病院	略	
略			略		
2・3 略			2・3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホーム宝樹リノ	略		特別養護老人ホーム宝樹リノ	略	
介護付き有料老人ホームゆらぎ	丸亀市今津町19番地1	令和3年3月30日			
サービス付き高齢者向け住宅みやび	丸亀市今津町19番地1	令和3年3月30日			
特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略		特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		